大阪府	大阪南港	大阪税関堺税関支署岸和田出張所	岸和田市	○・一八九〇	○・〇六五六	○・七四五四	○・〇〇〇〇	
			貝塚市					
			泉佐野市					
			泉北郡忠岡町					
	阪神港	大阪税関堺税関支署	堺市	○・七〇四八	○・一八三〇	○・一一二二		
			泉大津市					
			高石市					
		神戸税関尼崎税関支署	尼崎市	○・五四三九	○・四五六一			
			西宮市					
	姫路港	神戸税関姫路税関支署	姫路市	○・九九六四	○・〇〇三六			
			たつの市					
兵庫県	東播磨港	神戸税関姫路税関支署東播磨出張所	明石市	○・〇〇二九	○・七九七八	○・〇一四三	○・一八五〇	
			加古川市					
			高砂市					
			加古郡播磨町					
和歌山県	和歌山下津港	大阪税関和歌山税関支署下津出張所	海南市	一・〇〇〇〇	○・〇〇〇〇			
			有田市					
鳥取県	境港	神戸税関境税関支署	境港市	○・九七八六				
島根県			松江市	○・〇二一四				
岡山県	福山港	神戸税関福山税関支署	笠岡市	○・〇四五七				
			福山市	○・九五四三				
広島県	尾道糸崎港	神戸税関福山税関支署尾道糸崎出張所	三原市	○・三七九八	○・三三〇六	○・二八九六		
			尾道市					
			福山市					
	広島港	神戸税関広島税関支署	広島市	○・九五四九	○・〇四一六	○・〇〇一五	○・〇〇二〇	
			廿日市市					
			安芸郡海田町					
			安芸郡坂町					
山口県	岩国港	門司税関岩国税関支署	岩国市	○・六五〇〇	○・三五〇〇			
			玖珂郡和木町					
	平生港	門司税関徳山税関支署平生出張所	熊毛郡田布施町	○・一〇〇〇	○・九〇〇〇			
			熊毛郡平生町					
	宇部港	門司税関下関税関支署宇部出張所	宇部市	一・〇〇〇〇	○・〇〇〇〇			
			山陽小野田市					
徳島県	徳島小松島港	神戸税関小松島税関支署	徳島市	○・〇〇八〇	○・九九二〇			
			小松島市					

沖縄県	那覇港	那覇港	那覇市	○・九七五六	○・〇二四四			
	金武中城港	沖縄地区税関	浦添市					
			南城市	○・〇〇〇〇	○・七〇八二	○・二九一八		
			中頭郡中城村					
			中頭郡西原町					
		沖縄地区税関沖縄税関支署	沖縄市	○・一〇五二	○・六七二二	○・二二二六		
			うるま市					
			国頭郡金武町					

○財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

令和七年九月十二日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局資源循環課、経済産業省イノベーション・環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。）

○国税庁告示第十八号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件（令和六年国税庁告示第一号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月十二日

国税庁長官　江島　一彦

都道府県名	地域
石川県	輪島市
	珠洲市
	鳳珠郡穴水町
	鳳珠郡能登町

○厚生労働省告示第二百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三